

雲南市告示第246号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの公告
次のとおり公募型プロポーザルに付することとする。

令和7年5月29日

雲南市長 石 飛 厚



雲南市キャリアアドバイザー業務に係るプロポーザル実施要領
(提案書提出説明書)

1 目的

本要領は、「雲南市キャリアアドバイザー業務」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた知識、経験及び実施体制等を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

雲南市キャリアアドバイザー業務

(2) 業務の目的

島根県が県内横断的に取組む事業「産官学で連携した島根を創る人づくりプロジェクト～育成・還流・定着～」を背景に、市内出身者とのつながりを活かしながら、若者世代の U ターン希望者等を雲南市へ呼び込み市内への定住促進を目的とする。

(3) 業務の内容

雲南市キャリアアドバイザー業務仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月13日まで

(5) 業務実施上の条件

本説明書及び雲南市キャリアアドバイザー業務委託仕様書による。

(6) 見積上限額

2,035,000円(消費税及び地方消費税含む。)

3 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4 日程

	項目	期間等
1	公募開始	令和 7年 5月 29 日 (木)
2	参加表明書受付	令和 7年 6月 2 日 (月) ～ 令和 7年 6月10 日 (火)
3	質問書受付	令和 7年 6月 2 日 (月) ～ 令和 7年 6月5 日 (木)
4	質問書回答	令和 7年 6月 9 日 (月)
5	参加資格結果通知	令和 7年 6月 3 日 (火) ～ 令和 7年 6月12 日 (木)
6	企画提案書等提出	令和 7年 6月 3 日 (火) ～ 令和 7年 6月19 日 (木)
7	一次審査 (書類審査)	令和 7年 6月 20 日 (金) ～ 令和 7年 6月26 日 (木)
8	二次審査 (プレゼン)	令和 7年 6月 27 日 (金)
9	選考結果通知	令和 7年 6月 30 日 (月)
10	契約締結	令和 7年 7月上旬頃

5 担当部署及び問合わせ先

雲南市役所政策企画部うんなん暮らし推進課

〒 699-1392 雲南市木次町里方 5 2 1 番地 1

T E L : 0854-40-1014

E-mail : unnangurashi@city.unnan.shimane.jp

6 提案書の提出に必要とされる条件 (参加資格)

本プロポーザルに参加する者は、仕様書の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加表明書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

- (1) 島根県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

イ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者

ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下

- 「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団
オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
カ 本市が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置
の期間が満了していない者
(4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
(5) 過去において、就職支援に関する事業実績を有すること。

7 参加表明書の提出について

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は雲南市公式 Web サイトからダウンロードすること。[\(<https://www.city.unnan.shimane.jp>\)](https://www.city.unnan.shimane.jp)

(1) 提出期限

令和7年6月10日(火)午後5時まで。

(2) 提出先

上記「5 担当部署及び問合わせ先」と同様とする。

(3) 提出方法

(ア) 持参又は郵送により1部提出すること。

(イ) 郵送で提出した場合は、到達したことを電話で担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限る。

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

過去の同種又は類似業務の実績を記載すること。また、業務の内容が確認できる書類(事業報告書等)を添付すること。

(イ) 誓約書(様式2)

(ウ) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

(5) 参加資格審査の結果通知

① 通知期限 令和7年6月12日(木)17時

② 通知方法 電子メール

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙(様式3)

代表者印押印の上、企画提案書の鏡表紙として提出すること。

なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、次の事項について記載した提案書とすること。

項目	内容
業務の実施方針 (全体的事項)	・業務全体の実施方針を、本要領及び仕様書を踏まえて記載すること。
業務の実施方針 (個別事項)	・業務の個別方針（仕様書に掲げる「第4条 業務内容」別）を記載すること。 1. キャリアに関する相談対応 2. 関連団体との連携 3. イベントの実施
業務の実施体制	・業務の実施体制（実施体制図、配置予定者の経歴等）について記載すること。なお、配置予定者の保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。
その他	・過去に実施した類似業務実績を記載すること。 ・本要領及び仕様書に示される業務内容に対する独自の企画提案があれば記載すること。

企画提案書の作成は、A4 縦版（ページ制限なし）、横書き、文字サイズ 11 ポイント以上（図、表、画像を除く）、及び左右に 20 mm 以上の余白を設定すること。

③参考見積書（任意様式）

数量、単価等積算根拠を明らかにすること。消費税を含む額とし、委託料上限額を超える提案は失格とする。

（2）提出期間

令和7年6月19日（水）午後5時まで

※郵送の場合は提出期限必着のこと

（3）提出方法

持参または郵送

（4）提出先

上記「5 担当部署及び問合わせ先」と同様とする。

（5）提出部数

提出書類①～③の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易な A4 ファイルで提出すること。

- ・ 正本 1 部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本 5 部（正本の写し）

9 質問書の提出及び回答

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。

- (1) 提出様式 質問書（様式 4）
- (2) 提出期限 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時必着
- (3) 提出先 上記「5 担当部署及び問合せ先」と同様とする。
- (4) 提出方法 電子メール：unnangurashi@city.unnan.shimane.jp
※提出期限までに担当部署に電話で電子メールの到着を確認すること。
- (5) 回答期限 令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時
質問内容及び回答については参加希望者全員に電子メールにて通知する。
ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

10 提案書の審査方法について

(1) 選定委員会の設置

提案書及び企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）の評価により、最優秀提案者を特定するため選定委員会を設置する。

【選定委員会の委員】

行政関係者から 5 名

事務局：政策企画部うんなん暮らし推進課

(2) 企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）

応募者による企画提案書に係るプレゼンテーション（以下「プレゼン等」という。）を実施した後、ヒアリングを行う。

(ア) 開催期日 令和 7 年 6 月 27 日（金）PM

* 時間の詳細は、提案者ごとに別途連絡をする。

(イ) 開催場所 雲南市役所 2 階 204 会議室

(ウ) 時間構成 発表時間 25 分程度

（プレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング 10 分程度）

(エ) 留意事項

- ・ 応募者によるプレゼン参加は 3 名以内（パソコン操作員を含む）とし、プロジェクタ、スクリーン、電源は本市で準備するが、PC 及び設定は応募者で実施すること。また、その他の機器が必要な場合は、応募者側で準備すること。
- ・ 提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を選定委員が「評価基準」

に基づき審査する。

- ・評価点の最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点の契約候補者として選定する。
- ・最高得点に同数が出た場合については、提案価格が安価であった者を契約候補者として、さらに提案価格が同額であった場合は、選定委員会の協議により選定する。
- ・評価は非公開により実施する。

(4) 審査結果の通知

令和7年6月30日(月)に、書面により応募者全員に通知する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

(5) 評価基準

別紙「雲南市キャリアアドバイザー業務評価基準」による。

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

契約候補者として決定した者に対し、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

(2) 契約の締結に関する規則等

雲南市財務規則、雲南市契約規則に基づき執行する。

1 2. その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案書提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、雲南市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、提案者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止等の措置を行うことがある。
- (5) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 上記「7 参加表明書の提出」による参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

(別紙) 雲南市キャリアアドバイザー業務評価基準

[一次審査(書類審査)：70点満点]

区分	評価対象		評価内容	配点
業務実績	①	業務実施実績	就職支援に関する事業実績を有しているか。	6
実施体制	①	業務実施体制	人員配置や役割分担など業務遂行に適した体制が確保されているか。 担当者は本事業実施に有効な経歴と資格を有しているか。	10
企画提案	①	業務の目的及び内容の理解度	業務目的及び業務内容を正確に理解しているか。	10
	②	地域特性及び課題の理解度	就職に関する地域や若者世代の現状及び課題を的確に理解しているか。	10
	③	キャリアに関する相談対応	相談窓口の設置及びマッチング支援に関する取組みは適切か。	8
	④	関連団体との連携	関連団体との連携を進めるための取組みは適切か。	8
	⑤	イベントの実施	目的を達成するための効果的な企画となっているか。	6
	⑥	業務スケジュール	業務スケジュールは実現可能か。	5
価格	見積書		企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。	7

[二次審査(プレゼンテーション)：30点満点]

区分	評価対象	評価内容	配点
プレゼンテーション全般	的確性	本業務に関する的確な提案であるか。	8
	信頼性	プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。	5
	計画性	作業工程に無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。	5
	実現性	知識・経験に裏付けられた実現可能な提案内容で、具体的な方策が示されているか。	7
	取組姿勢	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	5